

中国電子商取引法
・・・2019年1月1日施行・・・

中国での電子商取引（ネット売買）に関しまして、2019年1月1日より、新たな「電子商取引法」が施行される運びとなりました。
その要点を下記いたします。ご参考になれば幸いに存じます。

記

<目的>

- ◇この法律は、電子商取引の各主体の権益保障、取引行為の規範化、市場秩序の厳守、商取引の健全な発展・促進を目的とします。（第1条）
- ◇中国で爆発的なEC市場の秩序ある発展と税金徴収が政府の主な狙いであります。

<出展者情報>

- ◇電子商取引のプラットフォーム経営者（アリババなど）やプラットフォーム内経営者（出展者）は、ホームページの目立つ位置に「営業許可証」等の情報を掲載することが義務付けられます。（第15条）
- ◇これにより、出展者の身元が分かるようになります。

<知的財産保護ルール>

- ◇この法律により、電子商取引上の知的財産権侵害の取り締まりが強化されます。（第41条～第45条）
- ◇権利者は、知的財産侵害を発見した場合、次のようなフローに沿って対策を採ることができます。

| Stage | Action | Remark |
|--------|---|-----------------------------------|
| 第一ステップ | ・権利者は、電子商取引プラットフォームで侵害発見した場合、プラットフォーム経営者（アリババなど）に必要な措置（模倣商品サイトの削除等）を通知します。 ・この場合、権利侵害の初歩的な証拠（商標登録証など）を提示する必要があります。 | |
| 第二ステップ | ・プラットフォーム経営者（アリババなど）は、当該通知の受領後、プラットフォーム内経営者（出展者）に転送する義務があります。 | これを怠ればプラットフォーム経営者に罰則が課せられます。 |
| 第三ステップ | ・プラットフォーム内経営者（出展者）は、権利侵害していないと判断した場合、その声明を提出することになります。 | 出展者より適切な対応がない場合は、模倣サイトの削除等がなされます。 |
| 第四ステップ | ・権利者は、プラットフォーム経営者（アリババなど）経由で声明を受領後、声明に同意できない場合は、関係主管部門への苦情や人民法院に起訴することができます。 | |

- ◇プラットフォーム経営者（アリババなど）は、本法上の義務を怠った場合には、プラットフォーム内経営者（出展者）とともに連帯責任を負うこととなります。
- ◇因って、権利者の苦情に対し、これ迄以上に適切に措置されるように期待できます。

以上